

○金融庁告示第十七号

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成三十一年内閣府令第 号）の施行に伴い、金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）等の一部を次のように改正し、同令の施行の日（平成三十一年四月一日）から適用する。

平成三十一年三月二十五日

金融庁長官 遠藤 俊英

金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件等の一部を改正する告示

（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部改正）

第一条 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(取引先リスク相当額の算出)</p> <p>第十五条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、第十四条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 次の表に掲げる資産等の区分に応じ、同表に定める与信相当額</p> <p>〔表 略〕</p> <p>「(注1) ～ (注5) 略」</p> <p>(注6) 短期差入保証金(取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。(注7)において同じ。)からは、金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社(法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。)、商品取引所(商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。)、又は商品取引清算機関に差し入れるもの、非清算店頭デリバティブ取引(府令第二百二十三条第一項第二十一号の九に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第八項の規定により同項第二号イからホまでに掲げる一又は複数の取引が含まれるものを含む。)に係る当初証拠金(同条第一</p>	<p>(取引先リスク相当額の算出)</p> <p>第十五条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>〔同上〕</p> <p>「(注1) ～ (注5) 同上」</p> <p>(注6) 短期差入保証金(取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。(注7)において同じ。)からは、金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社(法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。)、商品取引所(商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。)、又は商品取引清算機関に差し入れるもの、非清算店頭デリバティブ取引(府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第七項の規定により同項第二号イからホまでに掲げる一又は複数の取引が含まれるものを含む。)に係る当初証拠金(同条第一</p>

項第二十一号の九に規定する当初証拠金をいい、同号二の規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。以下（注6）及び（注10）において同じ。及び同条第十二項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの並びに信用取引差入保証金を除くことができる。

〔（注7）～（注9） 略〕

（注10） 上記資産等からは、法第四十三条の二第二項の規定による信託、当初証拠金並びに府令第二百二十三条第十二項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、府令第四百四十三条第一項第一号又は第二号ロ及び第三百四十五条第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三の規定によるものに係るものを除くことができる。

〔四・五 略〕

〔2～9 略〕

項第二十一号の六に規定する当初証拠金をいい、同号二の規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。以下（注6）及び（注10）において同じ。及び同条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの並びに信用取引差入保証金を除くことができる。

〔（注7）～（注9） 同上〕

（注10） 上記資産等からは、法第四十三条の二第二項の規定による信託、当初証拠金並びに府令第二百二十三条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、府令第四百四十三条第一項第一号又は第二号ロ及び第三百四十五条第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三の規定によるものに係るものを除くことができる。

〔四・五 同上〕

〔2～9 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部改正）

第二条 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(控除すべき固定資産等)</p> <p>第六条 自己資本から控除すべき固定資産等は、連結貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 流動資産のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 預託金（顧客分別金信託、顧客区分管理信託、当初証拠金（府令第二百二十三条第一項第二十一号の九に規定する当初証拠金をいい、同号ニの規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。以下この号、第十九条第一項第三号（注6）及び（注10）において同じ。）及び府令第二百二十三条第十二項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの並びに商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第二号の規定によるものを除く。）</p> <p>〔ロ〕ホ 略〕</p> <p>〔四〕六 略〕</p> <p>〔2〕8 略〕</p> <p>（取引先リスク相当額の算出）</p>	<p>(控除すべき固定資産等)</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>イ 預託金（顧客分別金信託、顧客区分管理信託、当初証拠金（府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する当初証拠金をいい、同号ニの規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。以下この号、第十九条第一項第三号（注6）及び（注10）において同じ。）及び府令第二百二十三条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの並びに商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第二号の規定によるものを除く。）</p> <p>〔ロ〕ホ 同上〕</p> <p>〔四〕六 同上〕</p> <p>〔2〕8 同上〕</p> <p>（取引先リスク相当額の算出）</p>

第十九条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、第十八条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。

〔一・二 略〕

三 次の表に掲げる資産等の区分に応じ、同表に定める与信相当額

〔表 略〕

〔(注1)〕(注5) 略〕

(注6) 短期差入保証金(取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。(注7)において同じ。)からは、金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社(法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。)、商品取引所(商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。))又は商品取引清算機関に差し入れるもの、非清算店頭デリバティブ取引(府令第二百二十三条第一項第二十一号の九に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第八項の規定により同項第二号イからホまでに掲げる一又は複数の取引が含まれるものを含む。)に係る当初証拠金及び同条第十二項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの並びに信用取引差入保証金を除くことができる。

〔(注7)〕(注9) 略〕

第十九条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔同上〕

〔(注1)〕(注5) 同上〕

(注6) 短期差入保証金(取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。(注7)において同じ。)からは、金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社(法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。)、商品取引所(商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。))又は商品取引清算機関に差し入れるもの、非清算店頭デリバティブ取引(府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第七項の規定により同項第二号イからホまでに掲げる一又は複数の取引が含まれるものを含む。)に係る当初証拠金及び同条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの並びに信用取引差入保証金を除くことができる。

〔(注7)〕(注9) 同上〕

<p>(注10) 上記資産等からは、法第四十三條の二第二項の規定による信託、当初証拠金並びに府令第二百二十三條第十二項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、府令第四百四十三條第一項第一号又は第二号ロ及び第四百四十五條第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則第九十八條第一項第一号及び第九十八條の三の規定によるものに係るものを除くことができる。</p> <p>〔四・五 略〕</p> <p>〔2〳9 略〕</p>	<p>(注10) 上記資産等からは、法第四十三條の二第二項の規定による信託、当初証拠金並びに府令第二百二十三條第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、府令第四百四十三條第一項第一号又は第二号ロ及び第四百四十五條第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則第九十八條第一項第一号及び第九十八條の三の規定によるものに係るものを除くことができる。</p> <p>〔四・五 同上〕</p> <p>〔2〳9 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件の一部改正)

第三条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件(平成二十八年金融庁告示第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(潜在的損失等見積額の算出方法)</p> <p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。） 第二百二十三条第一項第二十一号の九に規定する金融庁長官が定める方法は、定量的計算モデルを用いる方法及び標準表を用いる方法とする。</p> <p>2 金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）が、定量的計算モデルを用いる方法により潜在的損失等見積額（府令第二百二十三条第一項第二十一号の九に規定する潜在的損失等見積額をいう。以下同じ。）を算出しようとする場合には、あらかじめ金融庁長官に届け出るものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等（同項の届出をしたものに限る。第七条第一項を除き、以下同じ。）は、定量的計算モデルを用いる方法により、潜在的損失等見積額を算出することができない非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の九に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第八項の規定により、同項第二号に掲げる措置を講じる場合において同号イからホまでに掲げる一又は複数の取引を当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含める場合にあつては、当該一又は複数の取引を含む。以下同じ。）がある場合には、当該非清算店頭デ</p>	<p>(潜在的損失等見積額の算出方法)</p> <p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。） 第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する金融庁長官が定める方法は、定量的計算モデルを用いる方法及び標準表を用いる方法とする。</p> <p>2 金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）が、定量的計算モデルを用いる方法により潜在的損失等見積額（府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する潜在的損失等見積額をいう。以下同じ。）を算出しようとする場合には、あらかじめ金融庁長官に届け出るものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等（同項の届出をしたものに限る。第七条第一項を除き、以下同じ。）は、定量的計算モデルを用いる方法により、潜在的損失等見積額を算出することができない非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第七項の規定により、同項第二号に掲げる措置を講じる場合において同号イからホまでに掲げる一又は複数の取引を当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含める場合にあつては、当該一又は複数の取引を含む。以下同じ。）がある場合には、当該非清算店頭デ</p>

リバティブ取引について、標準表を用いる方法により潜在的損失等
見積額を算出するものとする。

リバティブ取引について、標準表を用いる方法により潜在的損失等
見積額を算出するものとする。

(金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第八項及び第九項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産及び割合を定める件の一部改正)

第四条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第八項及び第九項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産及び割合を定める件(平成二十八年金融庁告示第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(金融庁長官が定める資産)</p> <p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「府令」という。)</p> <p>第百二十三条第九項に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリテイ若しくは国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行に限る。)</p> <p>又は我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構若しくは政府関係機関(次号においてこれらの者を「特定の発行者」という。)</p> <p>の発行する債券のうち、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号。以下「銀行自己資本告示」という。)</p> <p>第八十九条第三号に掲げるもの又は適格格付機関(銀行自己資本告示第一条第十四号に規定する適格格付機関をいう。以下この項において同じ。)</p>	<p>(金融庁長官が定める資産)</p> <p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「府令」という。)</p> <p>第百二十三条第八項に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリテイ若しくは国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行に限る。)</p> <p>又は我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構若しくは政府関係機関(次号においてこれらの者を「特定の発行者」という。)</p> <p>の発行する債券のうち、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号。以下「銀行自己資本告示」という。)</p> <p>第八十九条第三号に掲げるもの又は適格格付機関(銀行自己資本告示第一条第十四号に規定する適格格付機関をいう。以下この項において同じ。)</p>

により付与された格付に対応する信用リスク区分（銀行自己資本告示第一条第十五号に定める信用リスク区分をいう。以下同じ。）が1―4以上であるもの（非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の八に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）の当事者又はその親会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下この号において「令」という。）第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この条において同じ。）、子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）若しくは親会社等の子会社等（当該当事者を除く。）が発行するものを除く。）

〔三〇五 略〕

2 府令第二百二十三条第一項第二十一号の九に規定する非清算店頭デリバティブ取引を行う場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の八に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは、「非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の九に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）」とする。

（金融庁長官が定める割合）

第二条 府令第二百二十三条第十項第二号に規定する資産の時価に乘じ

により付与された格付に対応する信用リスク区分（銀行自己資本告示第一条第十五号に定める信用リスク区分をいう。以下同じ。）が1―4以上であるもの（非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の五に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）の当事者又はその親会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下この号において「令」という。）第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この条において同じ。）、子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）若しくは親会社等の子会社等（当該当事者を除く。）が発行するものを除く。）

〔三〇五 同上〕

2 府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引を行う場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の五に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは、「非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）」とする。

（金融庁長官が定める割合）

第二条 府令第二百二十三条第九項第二号に規定する資産の時価に乘じ

る割合として金融庁長官が定める割合は、金銭及び前条第一項第四号に掲げるものについては、次の表の一の項の第一欄に掲げる資産の区分に応じて同表の第四欄に定める割合とし、同条第一項第二号及び第三号に掲げる債券については、同表の二の項の第一欄に掲げる資産の区分、同表の第二欄の信用リスク区分及び同表の第三欄の残存期間の区分に応じて同表の第四欄に定める割合とし、同条第一項第五号に掲げるものについては同号に掲げるものの投資対象（同号イただし書の規定に基づき行われた投資に係る投資対象を除く。）に適用される同表の第四欄に定める割合のうち最も高いものとする。

〔表略〕

2 府令第百二十三条第十項第三号ロに規定する通貨の種類が異なる場合に乗じる割合として金融庁長官が定める割合は、百分の八とする。

る割合として金融庁長官が定める割合は、金銭及び前条第一項第四号に掲げるものについては、次の表の一の項の第一欄に掲げる資産の区分に応じて同表の第四欄に定める割合とし、同条第一項第二号及び第三号に掲げる債券については、同表の二の項の第一欄に掲げる資産の区分、同表の第二欄の信用リスク区分及び同表の第三欄の残存期間の区分に応じて同表の第四欄に定める割合とし、同条第一項第五号に掲げるものについては同号に掲げるものの投資対象（同号イただし書の規定に基づき行われた投資に係る投資対象を除く。）に適用される同表の第四欄に定める割合のうち最も高いものとする。

〔同上〕

2 府令第百二十三条第九項第三号ロに規定する通貨の種類が異なる場合に乗じる割合として金融庁長官が定める割合は、百分の八とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五ロ及び同項第二十一号の六ロの規定に基づき、金融庁長官が定める方法を定める件の一部改正)

第五条 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五ロ及び同項第二十一号の六ロの規定に基づき、金融庁長官が定める方法を定める件(平成二十八年金融庁告示第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 非清算店頭デリバティブ取引 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第百二十三条第一項第二十一号の八に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。</p> <p>二 変動証拠金 府令第百二十三条第一項第二十一号の八に規定する変動証拠金をいう。</p> <p>三 預託等 府令第百二十三条第一項第二十一号の八に規定する預託等をいう。</p> <p>四 当初証拠金 府令第百二十三条第一項第二十一号の九に規定する当初証拠金をいう。</p> <p>五 潜在的損失等見積額 府令第百二十三条第一項第二十一号の九に規定する潜在的損失等見積額をいう。</p> <p>〔六〇八 略〕</p> <p>(変動証拠金の計算方法)</p> <p>第二条 府令第百二十三条第一項第二十一号の八に規定する金融庁長官が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>一 非清算店頭デリバティブ取引 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第百二十三条第一項第二十一号の五に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。</p> <p>二 変動証拠金 府令第百二十三条第一項第二十一号の五に規定する変動証拠金をいう。</p> <p>三 預託等 府令第百二十三条第一項第二十一号の五に規定する預託等をいう。</p> <p>四 当初証拠金 府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する当初証拠金をいう。</p> <p>五 潜在的損失等見積額 府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する潜在的損失等見積額をいう。</p> <p>〔六〇八 同上〕</p> <p>(変動証拠金の計算方法)</p> <p>第二条 府令第百二十三条第一項第二十一号の五に規定する金融庁長官が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p>

一 非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額が零を上回る場合（相手方に変動証拠金の預託等をしている場合を除く。） 府令第二百二十三条第一項第二十一号の八イの規定に基づき算出した非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額から同号イの規定に基づき算出した当該相手方から預託等がされている変動証拠金の時価（変動証拠金が府令第二百二十三条第九項に規定する資産をもって充てられる場合には、同条第十項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。以下この条において同じ。）の合計額を控除する方法

二 非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額が零を上回る場合（相手方に変動証拠金の預託等をしている場合に限る。） 府令第二百二十三条第一項第二十一号の八イの規定に基づき算出した非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額に同号イの規定に基づき算出した当該相手方に預託等をしている当該変動証拠金の時価の合計額を加える方法

三 非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額が零である場合又は零を下回る場合 府令第二百二十三条第一項第二十一号の八イの規定に基づき算出した相手方に預託等をしている変動証拠金の時価の合計額から同号イの規定に基づき算出した非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額の絶対値の額を控除する方法

（当初証拠金の計算方法等）

第三条 府令第二百二十三条第一項第二十一号の九ロに規定する金融庁

一 非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額が零を上回る場合（相手方に変動証拠金の預託等をしている場合を除く。） 府令第二百二十三条第一項第二十一号の五イの規定に基づき算出した非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額から同号イの規定に基づき算出した当該相手方から預託等がされている変動証拠金の時価（変動証拠金が府令第二百二十三条第八項に規定する資産をもって充てられる場合には、同条第九項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。以下この条において同じ。）の合計額を控除する方法

二 非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額が零を上回る場合（相手方に変動証拠金の預託等をしている場合に限る。） 府令第二百二十三条第一項第二十一号の五イの規定に基づき算出した非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額に同号イの規定に基づき算出した当該相手方に預託等をしている当該変動証拠金の時価の合計額を加える方法

三 非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額が零である場合又は零を下回る場合 府令第二百二十三条第一項第二十一号の五イの規定に基づき算出した相手方に預託等をしている変動証拠金の時価の合計額から同号イの規定に基づき算出した非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額の絶対値の額を控除する方法

（当初証拠金の計算方法等）

第三条 府令第二百二十三条第一項第二十一号の六ロに規定する金融庁

長官が定める方法は、同号イの規定により算出した潜在的損失等見積額から、同号イの規定により算出した相手方から預託等がされている当初証拠金の時価（当初証拠金が府令第二百二十三条第九項に規定する資産をもって充てられる場合には、同条第十項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。）の合計額及び潜在的損失等見積額から控除することができる額として当事者があらかじめ定めた額（当該定めがないときは、当該額は零とみなす。）を控除する方法とする。

2
「略」

長官が定める方法は、府令第二百二十三条第一項第二十一号の六イの規定により算出した潜在的損失等見積額から、同号イの規定により算出した相手方から預託等がされている当初証拠金の時価（当初証拠金が府令第二百二十三条第八項に規定する資産をもって充てられる場合には、同条第九項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。）の合計額及び潜在的損失等見積額から控除することができる額として当事者があらかじめ定めた額（当該定めがないときは、当該額は零とみなす。）を控除する方法とする。

2
「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(特定通貨関連店頭デリバティブ取引に係る為替リスク想定比率の算出方法を定める件の一部改正)

第六条 特定通貨関連店頭デリバティブ取引に係る為替リスク想定比率の算出方法を定める件(平成二十八年金融庁告示第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(為替リスク想定比率の算出方法)</p> <p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令(次条において「府令」という。)第百十七条第三十一項第一号に規定する金融庁長官が定める方法は、定量的計算モデルを用いる方法とする。</p> <p style="text-align: center;">(定量的計算モデルの基準)</p> <p>第二条 金融商品取引業者等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次条において同じ。)は、定量的計算モデルを用いる方法により為替リスク想定比率(府令第百十七条第三十一項第一号に規定する為替リスク想定比率をいう。以下この条及び次条において同じ。)を算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、特定通貨関連店頭デリバティブ取引(府令第百十七条第一項第三十九号に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。)の保有期間(為替リスク想定比率を算出する際に、特定通貨関連店頭デリバティブ取引に係る資産を保有すると仮定する期間をいう。)を一日以上とするものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(為替リスク想定比率の算出方法)</p> <p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令(次条において「府令」という。)第百十七条第二十七項第一号に規定する金融庁長官が定める方法は、定量的計算モデルを用いる方法とする。</p> <p style="text-align: center;">(定量的計算モデルの基準)</p> <p>第二条 金融商品取引業者等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次条において同じ。)は、定量的計算モデルを用いる方法により為替リスク想定比率(府令第百十七条第二十七項第一号に規定する為替リスク想定比率をいう。以下この条及び次条において同じ。)を算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、特定通貨関連店頭デリバティブ取引(府令第百十七条第一項第三十九号に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。)の保有期間(為替リスク想定比率を算出する際に、特定通貨関連店頭デリバティブ取引に係る資産を保有すると仮定する期間をいう。)を一日以上とするものとする。</p>

(金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件の一部改正)

第七条 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件(平成二十八年金融庁告示第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 対象外国法令等 次のイからホまでに掲げる国又は地域の区分に応じ、当該イからホまでに定める外国の法令その他の規則（これに関連する外国の法令その他の規則を含み、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）<u>第百二十三条第一項第二十一号の八及び第二十一号の九に規定する措置に相当する措置に関する部分に限る。</u>）をいう。</p> <p>「イ」ホ 略</p> <p>「三・四 略」</p> <p>（府令第百二十三条第一項第二十一号の八に規定する措置を講じなくとも公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合）</p> <p>第二条 府令第百二十三条第十一項第五号に規定する金融庁長官が指定する場合は、当分の間、金融商品取引業者等が行った非清算店頭デリバティブ取引（<u>同条第一項第二十一号の八に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。</u>以下この条において同じ。）に対し、</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 対象外国法令等 次のイからホまでに掲げる国又は地域の区分に応じ、当該イからホまでに定める外国の法令その他の規則（これに関連する外国の法令その他の規則を含み、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）<u>第百二十三条第一項第二十一号の五及び第二十一号の六に規定する措置に相当する措置に関する部分に限る。</u>）をいう。</p> <p>「イ」ホ 同上</p> <p>「三・四 同上」</p> <p>（府令第百二十三条第一項第二十一号の五に規定する措置を講じなくとも公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合）</p> <p>第二条 府令第百二十三条第十項第五号に規定する金融庁長官が指定する場合は、当分の間、金融商品取引業者等が行った非清算店頭デリバティブ取引（<u>同条第一項第二十一号の五に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。</u>以下この条において同じ。）に対し、同</p>

同条第一項第二十一号の八の規定及び対象外国法令等が重複適用される場合において、当該金融商品取引業者等が、当該非清算店頭デリバティブ取引について当該対象外国法令等に準拠して、同号に規定する措置に相当する措置を講じている場合（当該非清算店頭デリバティブ取引の当事者に対し、当該対象外国法令等を執行する対象外国当局が適切な監督を行う場合に限る。）とする。

（府令第二百二十三条第一項第二十一号の九に規定する措置を講じなくとも公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合）

第三条 府令第二百二十三条第十二項第五号に規定する金融庁長官が指定する場合は、当分の間、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 金融商品取引業者等が行った非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の九に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）に対し、同号の規定及び対象外国法令等が重複適用される場合において、当該金融商品取引業者等が、当該非清算店頭デリバティブ取引について当該対象外国法令等（当該非清算店頭デリバティブ取引について当該金融商品取引業者等の相手方のみが当該対象外国法令等の適用を受ける場合にあつては、告示第一条第二項に規定する定量的計算モデルの届出及びこれに関連する規定に相当する部分を除く。）に準拠して、同号に規定する措置に相当する措置を講じて

条第一項第二十一号の五の規定及び対象外国法令等が重複適用される場合において、当該金融商品取引業者等が、当該非清算店頭デリバティブ取引について当該対象外国法令等に準拠して、同号に規定する措置に相当する措置を講じている場合（当該非清算店頭デリバティブ取引の当事者に対し、当該対象外国法令等を執行する対象外国当局が適切な監督を行う場合に限る。）とする。

（府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する措置を講じなくとも公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合）

第三条 府令第二百二十三条第十一項第五号に規定する金融庁長官が指定する場合は、当分の間、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 金融商品取引業者等が行った非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）に対し、同号の規定及び対象外国法令等が重複適用される場合において、当該金融商品取引業者等が、当該非清算店頭デリバティブ取引について当該対象外国法令等（当該非清算店頭デリバティブ取引について当該金融商品取引業者等の相手方のみが当該対象外国法令等の適用を受ける場合にあつては、告示第一条第二項に規定する定量的計算モデルの届出及びこれに関連する規定に相当する部分を除く。）に準拠して、同号に規定する措置に相当する措置を講じて

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 ロ 「略」</p> <p>二 次のイ又はロのいずれかに該当すること（前号の措置を講じる場合において、定量的計算モデル及び外国定量的計算モデルを用いない場合並びに告示第一条第二項の規定に基づく届出を行っている場合を除く。）。</p> <p>イ 金融商品取引業者等（外国（第一条第二号イからホまでに掲げる国又は地域に限る。以下この号において同じ。）の法令に準拠して設立された者及び親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいい、他の会社（外国会社を含む。）の子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）であるものを除く。ロにおいて同じ。）が外国の法令に準拠して設立されたものである者を除く。）が、前号の措置を講じようとする場合において、定量的計算モデルを用いようとするときに、あらかじめ、告示第七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出していること。</p>
	<p>2 ロ 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 金融商品取引業者等（外国（第一条第二号イからホまでに掲げる国又は地域に限る。以下この号において同じ。）の法令に準拠して設立された者及び親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいい、他の会社（外国会社を含む。）の子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。）であるものを除く。ロにおいて同じ。）が外国の法令に準拠して設立されたものである者を除く。）が、前号の措置を講じようとする場合において、定量的計算モデルを用いようとするときに、あらかじめ、告示第七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出していること。</p>